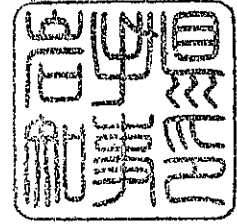


水振第 107 号
令和 8 年 4 月 17 日

岩手海区漁業調整委員会
会長 亘理 榮好 様

岩手県知事 達増 拓也



定置漁業に係る漁業権の免許について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 69 条第 1 項の規定により、次の者から免許申請がありましたので、同法第 70 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

公示番号	漁場名	漁業免許の申請者	共同申請者	申請年月日
定第 214 号	三丁目	萬漁業株式会社	—	令和 8 年 4 月 13 日



担当：農林水産部水産振興課
漁業調整担当（前川）
電話：019-629-5819
E-mail：h-maekawa@pref.iwate.jp

定置漁業権適格性審査資料

申請者	公示番号	漁場名	漁業法第72条第1項				適格性要件
			第1号	第2号	第3号	第4号	
萬漁業株式会社	定第214号	三丁目	該当しない	該当しない	該当しない	該当しない	適

途中免許までのスケジュールについて

(令和8年4月27日現在)

時 期	内 容	実施者	根 拠	備 考
令和7年8月7日	海区漁場計画（変更）作成基準の制定	知事	—	済
8月8日 ～9月3日	海区漁場計画（変更）の要望調査	知事	—	済
9月17日	海区漁場計画の変更（素案）の作成	知事	法	済
9月24日 ～10月24日	海区漁場計画の変更（素案）のパブリック・コメント（パブコメ）	知事	法、規則	済
10月1日 ～10月24日	港湾管理者及び海上保安部署との協議 (訪問・文書)	知事	法	済
10月27日	パブコメ結果公表	知事	法	済
10月27日	海区漁場計画変更（案）を作成	知事	法	済
11月4日	海区漁場計画変更（案）を審議、公聴会期日等の決定	海区委	法	済
12月15日	公聴会開催、海区漁場計画変更（案）の答申	海区委	法、規則	済
12月16日	海区漁場計画変更の決定、公示	知事	法、規則	済
12月16日 ～R8年1月20日	区画漁業権及び定置漁業権の一部 免許申請期間	申請者	法、規則	済
1月28日	区画漁業権及び定置漁業権の一部 免許申請者の適格性等諮問	知事	法	済
2月26日	区画漁業権及び定置漁業権の一部 免許申請者の適格性等審議、答申	海区委	法	済
4月1日	区画漁業権及び定置漁業権の一部 変更免許	知事	法	済
4月2日 ～4月15日	定置漁業権の一部（定第214号：三丁目漁場） 免許申請期間	申請者	法、規則	済
4月17日	定置漁業権の一部（定第214号：三丁目漁場） 免許申請者の適格性等諮問	知事	法	済
4月27日	定置漁業権の一部（定第214号：三丁目漁場） 免許申請者の適格性等審議、答申	海区委	法	
5月1日	定置漁業権の一部（定第214号：三丁目漁場） 変更免許（予定）	知事	法	

※ 法：漁業法、規則：漁業法施行規則

漁業法 【抜粋】

(漁業の免許)

第 69 条 漁業権の内容たる漁業の免許を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に申請しなければならない。

2 前項の免許を受けた者は、当該漁業権を取得する。

(海区漁業調整委員会への諮問)

第 70 条 前条第 1 項の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。

(免許をしない場合)

第 71 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、都道府県知事は、漁業の免許をしてはならない。

(1) 申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。

(2) 海区漁場計画又は内水面漁場計画の内容と異なる申請があつたとき。

(3) その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき。

(4) 免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき。

2～4 [略]

5 海区漁業調整委員会は、都道府県知事に対し、当該申請が第 1 項各号のいずれかに該当する旨の意見を述べようとするときは、あらかじめ、当該申請者に同項各号のいずれかに該当する理由を文書をもつて通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

6 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

(免許についての適格性)

第 72 条 個別漁業権の内容たる漁業の免許について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。

(2) 暴力団員等であること。

(3) 法人であつて、その役員又は政令で定める使用人のうちに前 2 号のいずれかに該当する者があるものであること。

(4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

2～8 [略]